

○厚生労働省告示第五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

令和元年七月四日

厚生労働大臣 根本 匠

医療機器の名称	予定される使用目的、効能 又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
Ex tracorp o r e a l P h o t o p h e r e s i s S y s t e m	ステロイド抵抗性又は不耐 容の慢性移植片対宿主病に 対する体外フォトフェレー シス（E C P）治療として 用いる。	ヴォーパル・テクノロジー株式 会社 東京都港区赤坂四丁目十五番一号	平成二十九年 一月十八日
P D A 閉鎖セットII A S	以下の全てを満たす動脈管 開存症に適用し、経皮的に 動脈管を閉鎖するために使	アボットメディカルジャパン株式 会社 東京都港区東新橋一丁目五番二号	平成三十年十 月十九日

用する。

- ・ 動脈管の直径が四mm以下であること。

- ・ 動脈管の長さが三mm以上であること。